

健康・学校環境衛生講習会

講義 1 期待される学校薬剤師

講義 2 これからの健康教育が目指すべきもの

講義 3 くすりの正しい使い方の指導方法

講義 4 学校環境衛生の今日的課題

簡易測定器による換気量及び換気回数の測定

水筒水の細菌汚染原因の究明に関する研究

ホルムアルデヒドの発生源調査について

期待される学校薬剤師

学校薬剤師とは

学校における法令に基づく学校
保健活動の協力なサポーター

お客さんではない！

学校保健法における学校薬剤師

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

第十六条 学校には、学校医を置くものとする

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする

学校保健法施行規則における 学校薬剤師

学校薬剤師の職務執行の準則

第二十五条

- 一 学校保健安全計画の立案に参加すること
- 二 第二十二条の二の環境衛生検査に従事すること
- 三 学校環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導と助言を行うこと

2 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師職務記録簿に記入して校長に提出するものとする

学校環境衛生活動のねらい

- (1) 児童生徒の生命を守り、心身の発育発達を促し、健康の保持増進を図ること
- (2) 児童生徒の学習能率の向上を図ること
- (3) 児童生徒の豊かな情操の陶冶を図ること

学校保健法施行規則

毎学年定期に行う**定期環境衛生検査**（第二十二條の二）

必要があるときに**臨時に行う環境衛生検査**（第二十二條の二）

事後措置（第二十二條の三）

日常における環境衛生（第二十二條の四）

臨時環境衛生検査

- 1 学校においては、次のような場合、必要があるときは、必要な検査項目を行う
 - (1) 伝染病又は食中毒の発生の恐れがあり、また、発生したとき
 - (2) 風水害等により環境が不潔になり、又、汚染され、伝染病の発生のおそれがあるとき
 - (3) 机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等によりホルムアルデヒド及び揮発性有機化学物の発生のおそれがあるとき。なお、新築、改築、改修等を行った際にはホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の濃度が基準値以下であることを確認させた上で引渡しを受けるものとする。

学校保健法施行規則

第二十二條の三

(事後措置)

学校においては、前条の環境衛生検査を行ったときは、その結果に基づき、必要に応じ、施設及び設備の修繕等環境衛生の維持又は改善の措置を講じなければならない

学校薬剤師の活用について

- ・ 検査場所での測定機器の設置や検査結果にもとづく事後措置等について

学校保健法第16条及び施行規則第25条に基づき、学校薬剤師から必要な助言と指導を得つつ適切に実施されること

環境衛生活動と保健教育

- 環境衛生の検査・点検項目の内容によっては、**児童生徒を教育活動として参加させることが望ましい場合もある**
- その際、学級活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事における保健指導として取り上げるなど教育課程の位置付けを明確にすることが大切

例

- 身体の大きさにあった机、いすの高さ
- 教室等の身近な環境の清潔と整理整頓
- 飲み水や水飲み場の清潔と便所の清潔
- 教室などの明るさの保ち方や換気の仕方
- ごみの処理や利用の仕方、リサイクルの仕方
- 大気や河川などの汚れとそれに対する対処の仕方

実務実習モデル・コアカリキュラム 教育目標(一般目標・到達目標)

平成15年12月

地域保健

- 学校薬剤師の職務を見聞し、その役割を説明できる
- 地域住民に対する医薬品の適正使用の啓発活動における薬剤師の役割を説明できる
- 麻薬・覚せい剤等薬物乱用防止運動における薬剤師の役割について説明できる

学校薬剤師の職務を見聞し、 その役割を説明

- 説明・見学
- 可能な限り学校を見学

薬物乱用防止教育における 学校薬剤師への期待

- 薬物乱用防止新5ヵ年戦略(平成15年～平成19年)において

すべての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教育を開催するよう努めるとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教育の開催に努め、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得つつ、その指導の一層の充実を図る

薬物乱用防止教育にあたって 強調するべき点

- ほとんどの若者は薬物を使用していないこと
- 薬物乱用の可能性があるか、ないかという観点で生徒を区別しないこと
- 薬物に関する情報はセンセーショナルに表現されるべきものではないこと
- 薬物を使用しないということが生徒自身の健康・安全のみでなく地域社会の健康・安全にもつながるものであること

薬物乱用防止教育にあたって 強調するべき点

- 薬物に関する科学的に信頼できる最新の
情報

教材には少なくとも最近3～4年の科学的に信頼できるデータを使う

- 児童・生徒の年齢、興味、ニーズなど発達
段階を踏まえた適切な情報

乱用される薬物の種類は年齢層によってそれぞれ異なることが多いので防止のためのメッセージはそれに対応したものであること

薬物乱用防止教育における 不適切な教材

- 薬物使用に関しての「社会的使用」、「責任ある使用」、「限定され管理された使用」、「使用と乱用」等の誤解を与えるような用語が用いられている教材
- 「薬物を使用するか否かは児童生徒自身が決めることである」というような記述のある教材

薬物乱用防止教育における 不適切な教材

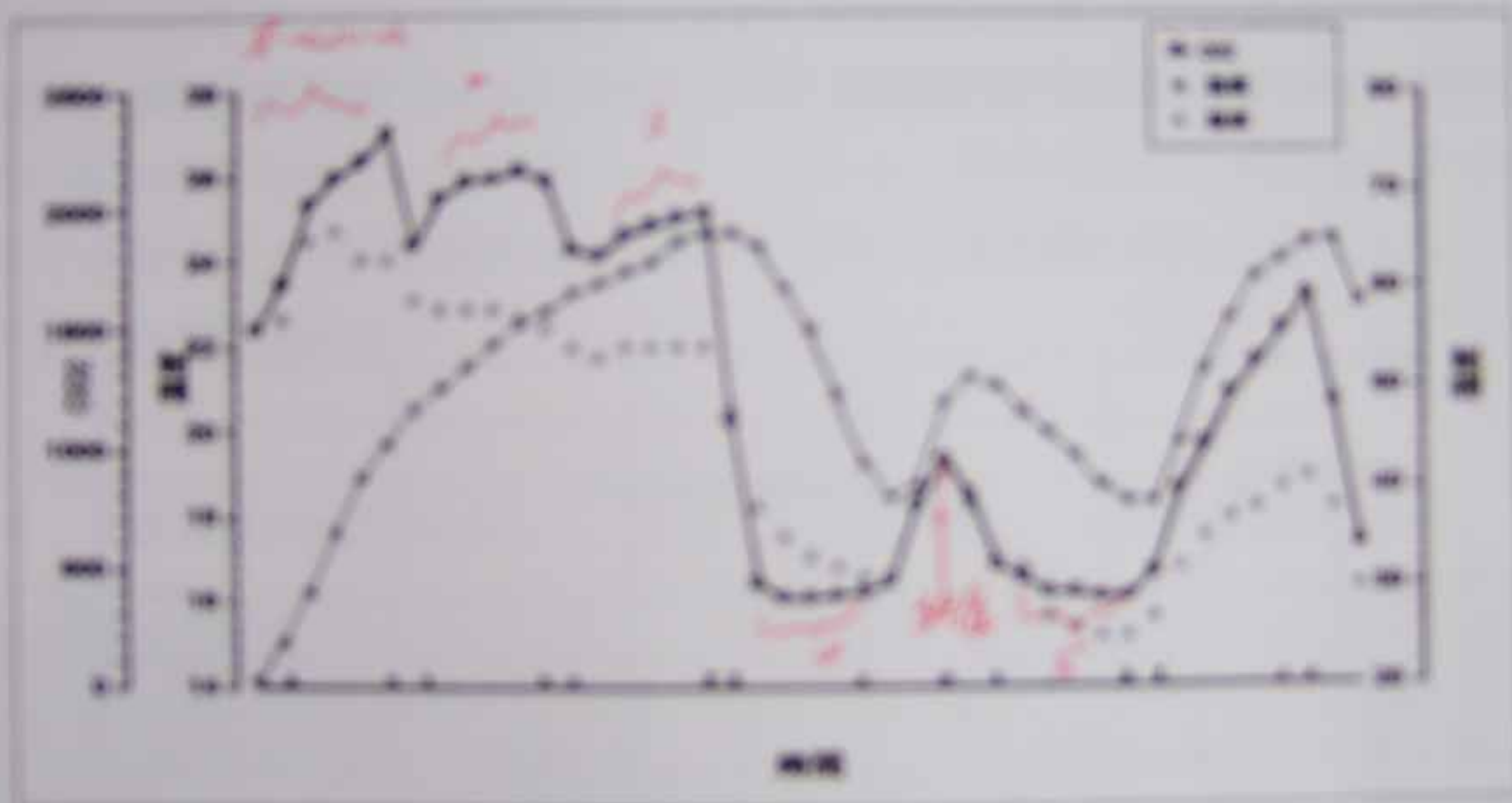
- 児童生徒の薬物使用に関する行動について「いいわけ」の口実を与えるような教材
- 児童生徒に違法薬物の入手、調整、使用方法等を教えるような図書、ビデオなど
- 薬物依存者やアルコール依存症の患者の更正・社会復帰のための教材。特に著名人などの例を用いたロールモデル

簡易測定器における換気量 及び喚起回数の測定

東京都学校薬剤師会

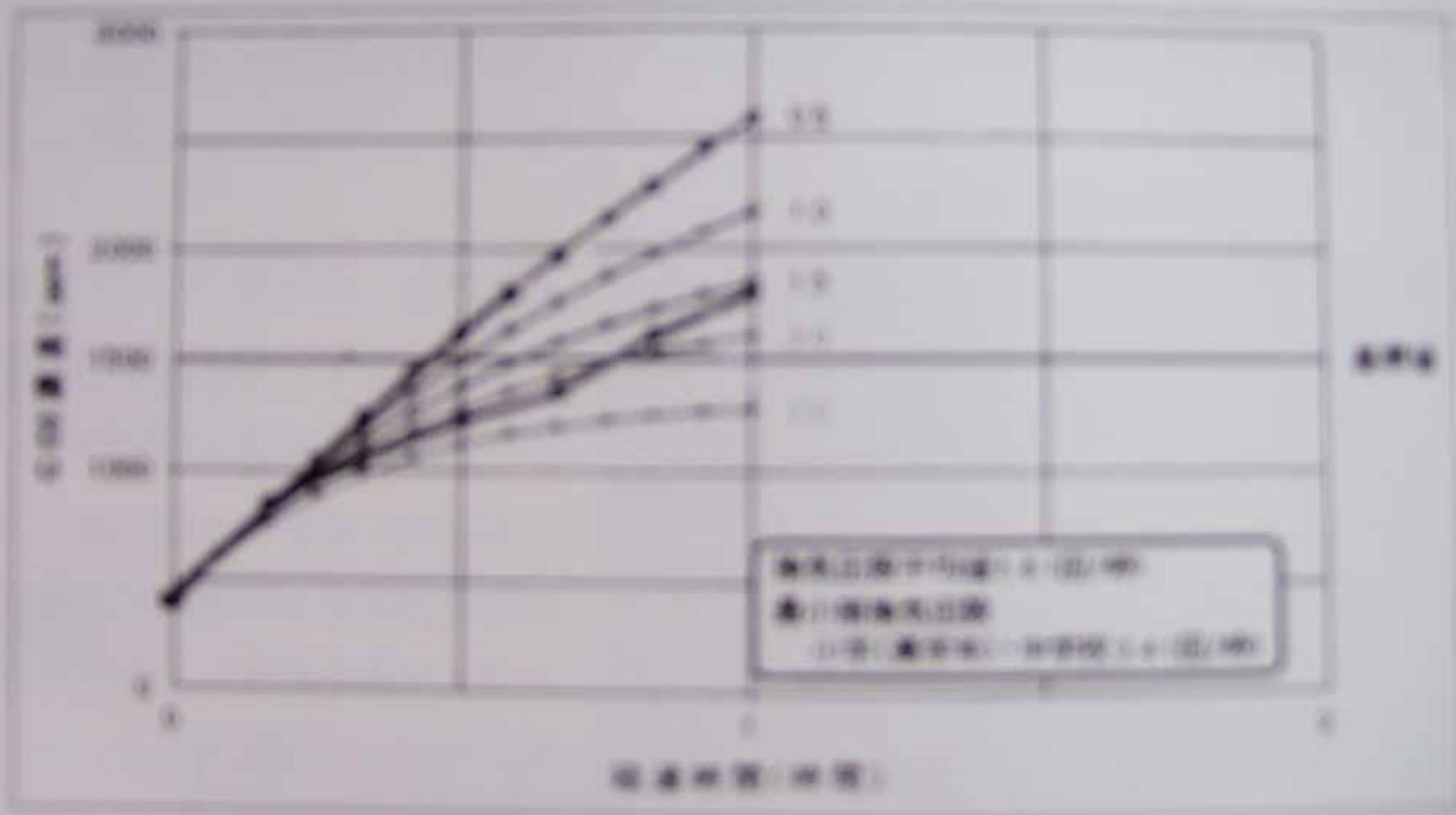
- 喚起回数測定器 (JMS、リオン)、温湿度計を設置しCO₂濃度を5分間隔で連続測定

図一1 教室内のCO₂濃度



図一2 CO₂発生量より換気回数 の推定

図一2 CO₂発生量より換気回数と換気量の推定



検査結果から

- 冬季は暖房、夏季は冷房を行うことから喚起回数が減少する
- 1日の連続したデータが取れるため、説得力のある指導助言が可能

水筒水の細菌汚染原因の究明 に関する研究

西宮市学校薬剤師会

飲料水の基準

- 大腸菌群 検出されない
- 一般細菌 100コロニー以下

平成17年度調査

基準に不適

水筒水	一般細菌	91.6%
	大腸菌群	78.9%
水筒原水	一般細菌	50.0%
	大腸菌群	38.9%

水筒の洗淨方法

- 水洗い 39%
- 洗剤 43%
- 食器洗い乾燥機 6%
- 洗剤 + 漂白剤 6%

一般細菌数で基準を満たしたのは

食器洗い機のみ

確実な乾燥？

ストロー付きの水筒

- 「1年に一回は交換して下さい」という表示あり
- ストローにカビが発生しているものあり

水筒水の汚染

- **水筒原水の保存方法及び水筒原水保存容器にも汚染の原因の可能性あり**